

令和2年10月7日

青森県教育委員会第861回定例会

期 日 令和2年10月7日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について 1
- 報告第2号 青森県生涯学習審議会答申について 2

3 議 案

- 議案第1号 青森県生涯学習審議会委員の人事について 3
- 議案第2号 青森県社会教育委員の人事について 4

4 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会
(第1回) 概要について 5

5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 2 年度青森県一般会計補正予算（第 4 号）案（教育委員会所管分）
- 2 工事の請負契約の件

報告第2号

青森県生涯学習審議会答申について

人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方に関する下記の事項について青森県生涯学習審議会から答申書が提出されたので、報告します。

記

- 1 持続可能な地域づくりを担う若者を支援するための仕組みづくりについて
- 2 人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点としての社会教育施設の在り方について
- 3 青少年の体験活動等の推進の在り方について

議案第1号

青森県生涯学習審議会委員の人事について

青森県生涯学習審議会委員の人事を次のとおり行う。

越	戸	順	子
齋	藤	郁	子
吉	川	康	久
永	澤	正	己
米	田	大	吉
小	寺	将	太
中	村	奈津	世
小	向	香	織
岩	本	美	和
小笠原	秀	樹	
工	藤	貴	子
柏	谷		至
深	作	拓	郎
松	浦		淳
山	崎	結	子

青森県生涯学習審議会委員を委嘱する

任期は令和2年10月19日から令和4年10月18日までとする

令和2年10月7日

青森県教育委員会

議案第2号

青森県社会教育委員の人事について

青森県社会教育委員の人事を次のとおり行う。

越	戸	順	子
吉	川	康	久
永	澤	正	己
岩	本	美	和
小笠原	秀	樹	
工	藤	貴	子
深	作	拓	郎
松	浦		淳

青森県社会教育委員を委嘱する

任期は令和2年10月19日から令和4年10月18日までとする

令和2年10月7日

青森県教育委員会

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する 地区意見交換会（第1回）概要について

1 目的

第2期実施計画策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を聴取するため、県内6地区ごとに設置する。

2 開催状況

地区	月 日	会 場
東 青	9月3日(木)	ラ・プラス青い森
西 北	9月14日(月)	プラザマリュウ五所川原
中 南	9月4日(金)	弘前パークホテル
上 北	9月3日(木)	ホテルグランヒルつたや
下 北	9月15日(火)	むつグランドホテル
三 八	9月10日(木)	八戸プラザホテル

3 主な意見

(1) 重点校・拠点校・地域校の配置について

No	意 見	地区名
1	重点校・拠点校は現状と同様の配置が望ましい	全地区
2	重点校・拠点校の取組は評価できる。一層の連携強化が重要である	三八
3	重点校・拠点校のPRに努めてほしい	東青
4	地区内に重点校を2校（青森高校、青森東高校）配置してはどうか	東青
5	地区内の農業高校（柏木農業高校）を拠点校として配置してはどうか	中南
6	学級減により4学級規模となれば、重点校としての機能の維持に懸念がある	西北
7	重点校を配置することで、郡部から市部へ生徒が集中する	上北
8	地域校は現状と同様の配置（六ヶ所高校、大間高校）が望ましい	上北・下北
9	地域校（鱒ヶ沢高校、六ヶ所高校、大間高校、三戸高校）を配置した上で、教育環境の整備や特色ある教育活動を展開してほしい	西北・上北・ 下北・三八

(2) 定時制課程・通信制課程の配置について

No	意 見	地区名
1	高校教育のセーフティネットとしての役割を担っており、現状と同様の配置が望ましい	全地区
2	様々な事情を抱えている生徒のため、私立高校とのバランスを考慮しながら通信制高校の整備を進めてほしい	西北
3	定時制課程及び通信制課程において、遠隔授業に積極的に取り組んでほしい	中南

(3) 学校規模・配置について

No	意見	地区名
1	生徒数が減少するため学級減はやむを得ないが、募集停止や統合は避けたい	東青・上北・三八
2	統合により、地域から高校がなくなると地域の衰退を招くと考える	西北
3	各地区に1校程度は小規模校を配置しても良いのではないかと考える	西北
4	小規模校だからこそ教育環境が向上するメリットもあると考える	下北
5	私立高校も含めた学級減の検討が必要と考える	中南
6	普通科と専門学科の割合に配慮した学級減等を検討すべきと考える	中南
7	生徒の多様な進路選択への対応や即戦力となる人財育成の観点からも、職業教育を主とする高校は維持してほしい	下北・三八
8	地区の高校数を減らし中学生の希望に沿った選択肢を確保してほしい	東青
9	今後の中学校卒業生数の減少を見据え、6学級規模の高校を統廃合することも考えられるのではないかと考える	中南
10	人気のある高校をあえて学級減する必要はなく、思い切って高校を減らさざるを得ないと考える	中南
11	複数の学科・課程を統合した総合的な高校を設置してはどうか	上北
12	統合を行い、全てのニーズに応えられる高校が1校配置されると良い	下北
13	中学校卒業生数の推移を踏まえ、多様な科目開設や部活動の充実のため、大湊高校とむつ工業高校を統合してはどうか	下北
14	通学面での安全・安心が確保された上で、多様な選択肢の中で教育を受けることや、大人数で教育を受けることができる環境をつくることも大事だと考える	三八
15	地区全体のバランスを考慮して検討を進める必要があると考える	三八
16	進路志望倍率や入試倍率が低い高校については、対応の検討が必要と考える	東青・中南・下北
17	学級減等を行わず少人数での学級編制を導入してはどうか	東青・西北・中南・上北
18	少人数学級編制が実現できるよう教員配置について国に要望すべき	東青・西北
19	高校教育を受ける機会の確保に向け、学校規模の標準や地域校の募集停止基準の弾力的な対応等について検討が必要と考える	西北・下北
20	学級数減少に伴う開設科目数減や、少人数学級編制による教職員定数減への対応として、リモート活用も考えられる	西北、三八
21	高校配置案について、事務局が複数案作成し提示してはどうか	東青・上北

(4) 多様な教育制度（全国からの生徒募集）について

No	意見	地区名
1	おおむね導入に賛成である	全地区
2	県外生徒の県内就職も期待できるため、積極的に取り組む必要がある	中南
3	県内生徒の学ぶ機会を確保するため、募集定員の制限を検討すべき	上北・三八
4	職業教育を主とする専門学科に限り導入すべきと考える	三八
5	特色ある教育を行っている工業や農業の専門学科へ導入してはどうか	西北
6	特色ある教育を行っている百石高校食物調理科へ導入してはどうか	上北
7	民間企業との関係が深いむつ工業高校において、企業からの支援を受けながら導入してはどうか	下北
8	研究活動で成果を上げている名久井農業高校へ導入してはどうか。この場合、町による支援の検討が必要と考える	三八
9	他県から注目されている部活動を行っている高校へ導入してはどうか	三八
10	鱒ヶ沢高校へ漁業に関する学科を設置した上で導入してはどうか	西北
11	大間高校が県内外から生徒が集まる魅力ある学校となるよう、全寮制のような学校とし、ICTを活用した教育活動を進めてはどうか	下北
12	大間高校に多くの県外生徒が入学してもらえるように、地元町村としてどのような支援ができるか検討したい	下北
13	三戸高校を地域校とする場合、生徒数確保に向け導入してはどうか	三八
14	県外生徒の募集に向けては、特色ある教育環境づくりを進めるべき	東青
15	市町村だけでなく県の協力も得ながら実施してはどうか	東青
16	導入に当たっては、下宿や寮の整備が必要と考える	下北

(5) その他

No	意見	地区名
1	小規模校も地域校と同様に、学級減の基準を設けても良いと考える	東青
2	募集停止や統合をした場合、スクールバスの運行や通学費の補助、下宿や奨学金の支援策等を検討する必要がある	東青・西北・ 下北・三八
3	弘前市内の高校へ観光科を設置してほしい	中南

4 今後の予定

令和2年12月	・第2回地区意見交換会
令和3年 2月	・第3回地区意見交換会
令和3年度	・第2期実施計画（案）公表 ・パブリック・コメント及び地区懇談会実施 ・第2期実施計画決定

参 考 資 料

第 8 6 1 回定例会（令和 2 年 1 0 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 報告第 2 号
青森県生涯学習審議会答申について P 2 ~ P 3
- 議案第 1 号
青森県生涯学習審議会委員の人事について P 4 ~ P 5
- 議案第 2 号
青森県社会教育委員の人事について P 6 ~ P 7

令和2年度9月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補正予算額	5,445,410千円
現計予算額	130,252,388千円
補正後の予算額	135,697,798千円

◎計上の主なもの

高等学校総務費	2,306千円
○高等学校入学者選抜経費	2,306千円
新型コロナウイルス感染症の影響による追検査の増加に備えるため、追検査用問題用紙等を増刷するのに要する経費の増額補正	
教育振興費	909,744千円
特別支援学校費	48,415千円
○県立学校情報教育推進事業費	958,159千円
県立学校におけるICT活用による教育の充実を推進するため、生徒1人1台体制の構築に向けたPC端末の整備に要する経費の増額補正	
学校建設費	3,893,987千円
特別支援学校費	443,551千円
○県立学校冷房設備緊急整備事業費	4,337,538千円
夏季における新しい生活様式に対応した学校教育活動を推進するため、県立学校に冷房設備を整備するのに要する経費	
郷土館費	9,424千円
○県立郷土館デジタルミュージアムブラッシュアップ事業費	9,424千円
県立郷土館におけるインターネットを利用した情報発信の充実を図るため、所蔵資料に係る動画や3D画像を制作するとともに、ホームページの機能向上を行うのに要する経費	
三内丸山遺跡センター費	51,150千円
○縄文時遊館感染防止対策事業費	51,150千円
縄文時遊館における感染防止対策の強化を図るため、三内丸山遺跡ガイドアプリを作成するとともに、キャッシュレス化に向けた機器整備等を行うのに要する経費	
体育振興費	61,000千円
○体育施設運営管理費	61,000千円
新総合運動公園、県営スケート場及び県武道館の使用料収入の減少に伴う指定管理委託料の増額に要する経費の増額補正	

青森県生涯学習審議会による答申の概要

1 県教育委員会からの諮問について

- (1) 期日 平成30年12月18日（第1回生涯学習審議会）
- (2) 内容 「人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方について」

2 重点審議事項

(1) 「持続可能な地域づくりを担う若者を支援するための仕組みづくりについて」

① 現状と課題

人口減少と若者の県外流出が続いている本県においては、若者の県内定着や、県外に流出した人材が還流し、活躍できる環境づくりが課題となっており、若者の地域に対する理解や地域住民との交流の促進、都市部等に住みながら知識・知見を生かし多様な形で本県の地域活動に関わる「関係人口」の創出・拡大が重要となっている。

② 具体的方策

ア 子ども・若者の継続的な「地域の魅力」の学び

- ・「地域の魅力」を発掘し、磨き上げる
- ・「地域の魅力」の学びをコーディネートする人材の活用
- ・地域が一体となって幼少期から様々な体験ができるように支援する

イ 地域での活動に若者を巻き込む工夫

- ・若者の主体的な活動を通じて、若者と地域とのつながりを深める
- ・まずは大人が地域での活動を楽しむ
- ・地域での活動に参加しやすい環境を整える

ウ 多様な活動がつながる地域づくり

- ・活動への応援者を増やす
- ・活動の幅を広げる多様な主体との連携・協働
- ・次の世代に活動をつなげる後継者の育成

(2) 「人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点としての社会教育施設の在り方について」

① 現状と課題

社会教育施設は、地域住民に身近な施設として大きな強みを持ち、地域住民が学び、つながる、地域における社会教育の拠点として機能している。その一方で、多様な人々のニーズへの対応、首長部局や教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携・協働の促進などが課題となっている。

② 具体的方策

ア 学びと活動の循環の拠点

- ・楽しく気軽に集える学習活動の促進
- ・熱意と専門性のある職員の育成・確保
- ・地域活動・ボランティア活動への支援

イ 多様な人々のニーズに対応した学習機会の充実

- ・社会的困難を抱える人への支援
- ・若者の参画の推進
- ・利用しやすい学習環境の整備
- ・地域住民の学び直しの機会の提供

ウ 連携・協働による地域コミュニティの維持・活性化への貢献

- ・学校と地域の連携・協働の「拠点」としての機能の強化
- ・地域住民の交流の「ハブ」（結節点）としての役割の推進
- ・地域における多様な主体との連携

(3) 「青少年の体験活動等の推進の在り方について」

① 現状と課題

県教育委員会では、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心等を育むため、青少年の体験活動の推進に取り組んでいるが、本県では、青少年の体験活動の機会は減少傾向にある。また、県立少年自然の家については、新たなニーズに対応するプログラムの実施や児童生徒数の減少に伴う利用者数の減少、人材の育成・確保などが課題となっている。

② 具体的方策

ア 充実したプログラムの実施

- ・新学習指導要領への対応
- ・課題を抱える青少年への支援
- ・多様な利用者との交流の促進
- ・社会教育関係団体や民間団体との連携・協働
- ・地域資源を生かしたプログラムの開発

イ プログラムの実施を担う人材の育成

- ・専門性や技術を有する指導者の養成
- ・社会教育関係団体等の指導者の養成
- ・施設ボランティアの養成

ウ 青少年の体験活動の機会の充実

- ・学校の施設利用の促進
- ・各学校における体験活動の促進
- ・体験活動に関する情報共有・情報発信

エ 県立少年自然の家の今後の在り方

- ・学校教育との連携強化
- ・青少年をめぐる現代的な課題への対応
- ・多様な利用者への体験活動の提供
- ・施設設備面の対応

青森県生涯学習審議会 委員候補一覧

任期：令和 2 年 10 月 19 日～令和 4 年 10 月 18 日

No.	氏 名	性別	役 職 等	分野	区分	市町村
1	越 戸 順 子	女	八戸市立白銀南小学校 校長	学校教育の 関係者	新任	八戸市
2	齋 藤 郁 子	女	青森県立三沢高等学校 校長	学校教育の 関係者	新任	三沢市
3	吉 川 康 久	男	公益社団法人青森青年会議所 副 理事長	社会教育の 関係者	再任	青森市
4	永 澤 正 己	男	板柳町教育委員会 教育長	社会教育の 関係者	再任	板柳町
5	米 田 大 吉	男	特定非営利活動法人プラットフォーム あおもり 理事長	社会教育の 関係者	再任	青森市
6	小 寺 将 太	男	一般社団法人 tsumugu 代表理事	社会教育の 関係者	新任	東通村
7	中 村 奈津世	女	八戸市立小中野中学校学校支援コ ーディネーター	社会教育の 関係者	新任	八戸市
8	小 向 香 織	女	青森県PTA連合会 理事	社会教育の 関係者	新任	三沢市
9	岩 本 美 和	女	青森市放課後子ども教室教育活動 推進員	社会教育の関 係者(公募)	再任	青森市
10	小笠原 秀 樹	男	一般社団法人政策集団地域再生青 森会議 理事・事務局長・主任研究員	社会教育の関 係者(公募)	新任	青森市
11	工 藤 貴 子	女	あおもり家庭教育アドバイザー	家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	再任	弘前市
12	柏 谷 至	男	青森大学社会学部 教授	学識経験 のある者	再任	青森市
13	深 作 拓 郎	男	弘前大学教育学部 講師	学識経験 のある者	新任	弘前市
14	松 浦 淳	男	青森中央短期大学幼児保育学科 准教授	学識経験 のある者	新任	青森市
15	山 崎 結 子	女	外ヶ浜町 町長	学識経験 のある者	再任	外ヶ浜町

関係規定

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(都道府県生涯学習審議会)

- 第 10 条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 (略)

青森県生涯学習審議会設置条例

(組織)

- 第 2 条 審議会は、20 人以内の委員で組織する。
- 2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

青森県社会教育委員 候補一覧

任期：令和2年10月19日～令和4年10月18日

No.	氏 名	性別	役 職 等	分野	区分	市町村
1	越 戸 順 子	女	八戸市立白銀南小学校 校長	学校教育の 関係者	新任	八戸市
2	吉 川 康 久	男	公益社団法人青森青年会議所 副 理事長	社会教育の 関係者	再任	青森市
3	永 澤 正 己	男	板柳町教育委員会 教育長	社会教育の 関係者	再任	板柳町
4	岩 本 美 和	女	青森市放課後子ども教室教育活動 推進員	社会教育の関 係者(公募)	再任	青森市
5	小笠原 秀 樹	男	一般社団法人政策集団地域再生青 森会議 理事・事務局長・主任研究員	社会教育の関 係者(公募)	新任	青森市
6	工 藤 貴 子	女	あおもり家庭教育アドバイザー	家庭教育の向上 に資する活動を行 う者	再任	弘前市
7	深 作 拓 郎	男	弘前大学教育学部 講師	学識経験 のある者	新任	弘前市
8	松 浦 淳	男	青森中央短期大学幼児保育学科 准教授	学識経験 のある者	新任	青森市

関係規定

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第 1 5 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第 1 7 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第 1 8 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県社会教育委員設置条例（抜粋）

（委嘱の基準）

第 2 条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

（定数）

第 3 条 委員の定数は、1 2 人以内とする。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前項の任期は、委嘱の日からこれを起算する。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。